

## 受委託点呼に係る運行管理規程の記載例

## 第〇〇条の〇 [受委託点呼]

## 【受託営業所】

第〇〇条の〇 受委託点呼は、業務の管理の受委託に係る契約を結び、〇〇運輸局長の許可を受けて行わなければならない。

- 2 受委託点呼実施者は、選任した運行管理者及び補助者の中から、役員が任命する。
- 3 受委託点呼実施場所は、第〇〇条1.(1)で定める場所とする。
- 4 受委託点呼実施場所には、委託営業所への緊急連絡体制表を備え付けておくこと。
- 5 受委託点呼実施者は、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器等を用いて行うこと。
- 6 受委託点呼実施者が全て不在など受委託点呼ができない場合は、代表者等は直ちに委託営業所へ連絡すること。
- 7 受委託点呼実施者は、委託営業所から提出を受けた予定表に基づき、受委託点呼を受ける運転者の運転者名簿の写し、直近の健康診断結果の概要、病歴及び服用薬が分かる資料をあらかじめ用意しておくこと。
- 8 乗務前点呼
  - (1) 運転者から、前日の勤務状況が分かる書類等、点呼当日の運行計画に係る書類等、運転免許証、乗務に係る自動車の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書）の提示を受けること。
  - (2) 運転者から、日常点検の結果の報告を受けること。
  - (3) 運転者から心身状況を聴取するとともに、目視等で外見的健康状態及び服装を観察し、運転者の疾病、疲労等の状況を判断すること。
  - (4) 運転者の酒気帯びの有無について確認すること。
  - (5) 提示書類等により法令違反を発見したとき、健康状態が運転に不適切と認められ、又はその旨本人から申出があった場合等当該運転者に運行を認めることが不適切と認められる場合は、緊急連絡体制表に従い委託営業所に連絡すること。
  - (6) 発着地等において気象等の警報が発令されたり、災害等により経路に大規模な交通規制がかけられた場合は、受委託点呼実施者は、緊急連絡体制表に従い委託営業所に連絡すること。

## 9 乗務後点呼

- (1) 運転者から、乗務に係る自動車、道路及び運行の状況について報告を受けること。
- (2) 他の運転者と交替した場合にあっては、交替運転者に対する乗務に係る自動車、道路及び運行の状況の通告について報告を求めること。
- (3) 運転者の酒気帯びの有無について確認すること。

## 10 点呼の実施記録

受委託点呼を行った場合は、第〇〇条第2項の（記録事項）について点呼の実施結果を記録し、その写しを運転者に手交するとともに、当該記録の原本は1年間保存すること。

### 【委託営業所】

- 第〇〇条の〇 受委託点呼は、業務の管理の受委託に係る契約を結び、〇〇運輸局長の許可を受けて行わなければならない。
- 2 〇〇時から翌〇〇時までの間の対面点呼について、運転者に対し受委託点呼を受けさせることができる。
  - 3 運行管理者は、受委託点呼回数を含んだ営業所の総点呼回数の3分の1以上の点呼を行わなければならない。
  - 4 運行管理者は、緊急連絡体制表、受委託点呼の対象とする運転者名簿の写し、直近の健康診断結果の概要、病歴及び服用薬が分かる資料を受託営業所に提出すること。
  - 5 運行管理者は、毎週〇曜日までに、翌週に受委託点呼を受ける運転者の予定表（運転者名、日付、予定時刻及び乗務前・乗務後の別を記載）を受託営業所に提出するとともに、当該運転者に配布し、受委託点呼を受けることを指示すること。
  - 6 運行管理者は、乗務前に係る受委託点呼を受ける運転者に対し、電話等で当日の運行計画を指示すること。
  - 7 運行管理者は、乗務前に係る受委託点呼を受ける運転者に対し、受委託点呼前日の勤務状況が分かる書類等及び点呼当日の運行計画に係る書類等を作成して渡すとともに、運転免許証、乗務に係る自動車の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書）を携行させ、これらの書類等を受委託点呼実施者に提示するよう指示すること。

- 8 運行管理者は、乗務後に係る受委託点呼を受ける運転者に対し、乗務に係る自動車、道路及び運行の状況について、受委託点呼実施者に報告するよう指示すること。
- 9 運行管理者は、受委託点呼に係る実施記録の写しを基に、同日の点呼の実施記録にその内容を転記した上で、受委託点呼を受けた旨を簡記し、さらに当該写しを点呼の実施記録とともに保存すること。
- 10 受委託点呼実施者から点呼の結果運行不適又は点呼を中止した旨の緊急連絡を受けた場合において、運行管理者は、当該運転者に運行を中止させない場合は、営業所において、自ら当該運転者の点呼を行うものとする。
- 11 受委託点呼実施者から気象等の警報の発令又は災害による交通規制について緊急連絡を受けた場合において、運行管理者は、当該運転者に対し第〇〇条（異常気象時等における措置）に規定する措置を講じること。
- 12 運行管理者は、おおむね1ヶ月以上受委託点呼のみで管理者と対面しない運転者に対しては、当該運転者が作成する乗務等の記録を確認し所要の教育をするとともに、第〇〇条（運転者に対する指導監督）の規定に基づく指導監督を的確に行うこと。